

1. 生きる権利

- ・ 住む場所や食べ物があること
- ・ 病気やケガをしたら病院で
お医者さんに
みてもらえること

2. 育つ権利

- ・ 勉強したり、遊んだり
休んだりできること
- ・ 学んで成長
できること

こどもの権利 4つのきまり

わがママや
自分勝手な
ことを言うこと
とは違うよ



いじめや暴力から
守られて、安心して
生活ができること

- ・ 自分の考えや意見が
自由に言えること
- ・ 決めごとに参加できること

3. 守られる権利

4. 参加する権利

相談先

学校のこと、お家のこと、友だちや自分のことなどで悲しいことや困ったことが
あったら、ひとりで悩まず相談してね。相談内容や秘密は守るよ。あなたの味方だよ。

●いじめについて

新発田市教育委員会 学校教育課
電話番号 0254-22-9532 平日: 午前8時30分～午後5時15分

●家族のことで困っていること、心配なこと、嫌なことについて

新発田市こども家庭センター
電話番号 0254-26-3257 平日: 午前8時30分～午後5時15分

●人権について（虐待、いじめなど）

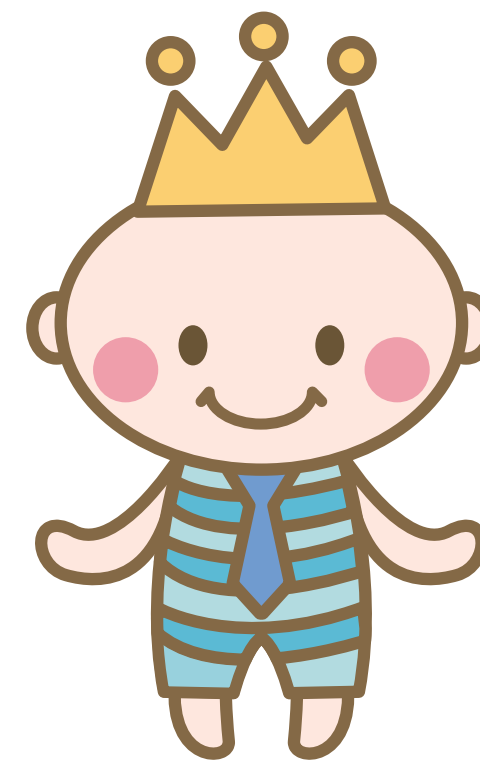
新潟地方法務局 こどもの人権110番（フリーダイヤル）
電話番号 0120-007-110 平日: 午前8時30分～午後5時15分

●親やきょうだい、友だちとの悩みについて

親子のための相談LINE（友だち登録は右記二次元コードから）
平日: 午前10時～午後10時 土曜日: 午前10時～午後5時



新発田市こども きほんじょうれい こどもにやさしいまち



こどもの権利が大切にされ
夢や希望に向かって
幸せに暮らすことができるために
「新発田市こどもきほんじょうれい」
（きまり）をつくりました。

まな
すごろくで学ぼう

こどもにやさしいまち

しばたし
新発田市こどもきほんじょうれい

すたーと

こ
子どもの権利って？

みんなが幸せに
安全にそして
自由に生活できる
ためのお約束！

1 すすむ

じょうれい
条例ができた！

しばたし
新発田市がじょうれいを
つくったよ！
「じょうれい」は
市がみんなにする
やくそくごとだよ！

2 すすむ

ちょっと
ひとやすみ
休むことも大切な権利
疲れたときは休んでも
いいんだよ

1 かいやすみ

だい
第14条

じょうほうていきょう
情報提供

こどもに必要なことを
わかりやすく
お知らせするよ！

1 すすむ

だい
第11条

いばしよ
こどもの居場所

あそんだり、まな
遊んだり、学んだりできる
居場所をつくるよ！

1 がでたら3 すすむ

だい
第12条

こそだ
子育て支援

こどもや保護者を
サポートするよ

1 すすむ

だい
第5条

ほ
保護者

こどもの考えていることを
うけとめて、
あんしんして
すごせるように
してくれるよ！

2 すすむ

だい
第13条

そうだん

こまったときに
そうだんできるよ

1 すすむ

だい
第15条

いけん ひょうめい
こどもの意見表明

こどもの意見を
よく聴きます！

2 すすむ

かえり
ふり返り

きょうし
今日知ったことを
みんなに教えよう！

1 すすむ

だい
第4条

しばたし
新発田市

こどもの意見を
大切に、
大人たちが協力して、
まちづくりを進めているよ！

3 すすむ

ごーる

じょうれいについて学べたかな？

こどもの権利が大切にされ、こどもと大人が
力をあわせて、みんなが幸せに暮らすことができる
「こどもにやさしいまち」をつくりまします。